

平成 29 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号

福島市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島市いじめ防止等に関する条例（平成 29 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 22 条第 7 項の規定に基づき、福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 対策委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育に関する学識経験を有する者
- (2) 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) 福島県福島警察署の職員
- (4) 福島県福島北警察署の職員
- (5) 福島市小学校長会の代表
- (6) 福島市中学校長会の代表
- (7) 福島市青少年健全育成推進会議の代表
- (8) 福島市民生児童委員協議会の代表
- (9) 福島市小中学校 P T A 連合会の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 3 条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議に委員長が出席できないときは、副委員長が会議の議長となる。
- 3 会議に委員長及び副委員長が出席できないときは、委員長の指名を受けた委員が会議の議長となる。
- 4 委員は、委員長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。以下同じ。）によって会議に出席することができる。
- 5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 特定の議事につき特別の利害関係を有する委員は、対策委員会の議決があったときは、当該議事に係る会議又は議決に参加することができない。
- 9 会議は、出席委員の過半数で議決したときは、対策委員会の会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（秘密の保持）

第5条 対策委員会の委員、臨時委員及び会議の議事に関わる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月23日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。